

夢をかたちに・今ここから！！



富士見市議会議員
星野みつひろ

MITSUHIRO HOSHINO OFFICIAL WEB SITE

© Copyright 2005 Mitsuhiro Hoshino. All Rights reserved.



“変わり、改め、創りだす…時！”
ふるさと富士見のため…夢をかたちに今、ここから。



皆さまにおかれましては、いかがお過ごしでしょうか。季節の変わり目です、体調には充分ご留意いただき、健やかに過ごしていただきますよう、心よりお祈り申し上げます。「星野みつひろニュースレター」をお届けします。

自治体破綻・夕張市に思う！

本年6月に「夕張市（北海道）が財政再建団体に！」というニュースを耳にした方は多いと思います。負債額を632億4千万円、

「一時借入金」の手法を使い「赤字隠し」も表面化になりました。総務省が自治体の財政再建制度の見直しに着手し、各自治体の一時借入金残高調査も始まったようです。また、「再建法制」の検討も始まっています。財政破たんした自治体に適用する再建法制に関し、政府は「再生型破たん法制」の概要を作成し、三年以内の法整備を目指すとのことです。市長・執行部の行政経営責任、議会の監査責任が明確に打ち出されます。

富士見市では昨年「行政経営戦略会議」を発足させ、政策的マネジメント機能の強化策、民間経営の視点から行財政改革の助言、提言をすることを目的として、民間有識者5名の委員が2年間をかけて提言を行う事業です。その第1次提言で示された、若手職員による政策提言プロジェクトが始動しました。組織活性化・財政体質改善・民間活力活用の3つのテーマでチームごとに研究提言を

(左下より・・・)

行うプロジェクトです。団塊の世代の職員の皆さんが大量に退職されるまでの間に、中堅若手諸君が率先して問題課題に関わることは大きな財産となるでしょう。提言に期待したいと思います。このように、地方自治体を取り巻く情勢はさらに厳しくなっています。そして地方自治体が自主自立できるのか。また、その過程で判断や手法を間違えると夕張市のような事になりかねません。新たな「破たん法制」整備が行われれば首長・議会の経営責任が問われます。これからも、富士見市の行財政状況について市民各位に一段の理解と協力を求めるのならば、客観的な分析と積極的な情報開示。そして、市長・執行部はリーダーシップを発揮し、断固改革を遂行する姿勢を示すこと。的確な判断で市政運営をしてほしいと思っています。

遅れる火葬場・斎場整備！

富士見市、ふじみ野市、三芳町で構成する入間東部衛生組合の事業である、火葬場・斎場整備事業が遅れています。既に計画用地の買収、周辺取付道路の整備事業は着工しています。しかし、火葬場・斎場の建設工事等については未だに着工できていません。当初は4月入札予定でしたが、防衛施設庁の談合事件で大手ゼネコンが参加資格を失ったため、組合が設定した入札参加条件もゼネコンを想定しており、全国規模の談合事件で入札を延期せざるを得ませんでした。そして、8月再入札を実施。この時も談合情報が入り、調査の為延期し、翌日8月29日に再入札を行いました。奥村組がこれを落札しました。その後9月6日、入間東部地区衛生組合議会で入札結果を審議する議案が上程されましたが、「談合疑惑」の中で十分調査もせず実施したことで承認でき

(次ページへ・・・)



(前ページより・・・)

ないと、賛成少数で否決されました。この結果、空調工事、本体建築工事を落札していた業者との本契約ができず、入札をやり直すことになりました。私は富士見市議として8月の入札の結果を尊重しており、談合情報の調査結果に納得をしております。何より、嫌悪施設を受け容れていただいた南畑地域の皆さんに申し訳ないを考えるからです。一日も早く完成、供用開始させることで二市一町の市民の期待に応えることだと思うからです。事前に組合議会議員の議論が伯仲することは容易に予想されていました。再入札は透明性の高い所定の手続きを経たもので、業者への聞き取り調査、談合が無かった旨の誓約書を取った上で入札を実施、組合議会へ提出したもので

す。そうであれば、組合管理者側にもしっかりと説明責任を果たし、リーダーシップを発揮し可決承認にむけてもっと努力すべきではなかったのかと、強く思うのです。組合議会で入札結果に賛成した議員は富士見市議会から選出された3名だけです。かつて、二市二町で合併協議を進めてきた議員同士ではありますが、地域を越えて連帯感を醸成してきたものと、感じていましたが残念です。それぞれの市町の考えもあるのでしょうか、合併破綻後の広域行政の難しさをあらためて感じました。

＜火葬場・斎場入札データ＞

本体建築工事予定価格 15億3,900万円

落札価格 13億2,900万円

落札率 86.35% 落札業者・奥村組

平成18年・6月定例議会について

H18年6月定例議会は5月30日から6月13日までの15日間行われました。

主な議案について報告致します。

○議案第38号 富士見市立コミュニティーセンター条例の一部改正する条例の制定について。

＊鶴瀬コミセンのホール利用を促進するため、ホール全体での貸出をホールのうち、舞台のみの貸出ができるように変更しました。

○議案第36号 市立放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について。

＊南畑放課後児童クラブを設置するため、放課後児童クラブ条例の一部改正するものです。設置場所は南畑小学校地内。平成19年4月1日施行の予定です。軽量鉄骨造プレハブ平屋建、面積約80㎡、定員25名。

○議案第39号 市新河岸川河川水防センター条例の制定について。

＊新河岸川河川水防センターを設置するため、同条例を制定するものです。場所は貝塚町会寺下団地バス亭前。水防センターが集会所としての機能を併せ持つことになり、既存の富士見市立貝塚集会所は廃止される

ことになります。貝塚集会所は将来財産処分することになります。

私の6月議会一般質問について報告致します。

一般質問通告詳細についてはホームページを参照ください。

○中心市街地活性化基本計画に関する「まちづくり3法」見直しについて

問／「まちづくり3法」見直しによる制度変更はどのようなものか。まちづくり3法見直しによる制度変更はどのようなものか。勝瀬山室地域開発による市内商業への影響を考えると中心市街地活性化は必須課題であるが、その対応は。

答／改正後、現在の計画は効力を失い新たな都市機能集積促進、まちなか居住などの施策項目を計画に加え、内閣総理大臣の認定を受けなおすことになります。県所管にも詳細情報は無く、今後状況を見ながら市としての方向性を出して参ります。

(次ページへ・・・)

ホームページもご覧ください
www.hoshino-corp.com/3hiro/

夢をかたちに・・・今ここから！！

(前ページより・・・)

問／産業振興基本条例策定などの包括的な政策整備で産業活性化を図るべきだと考えるが。

答／商業活性化ビジョンや中心市街地活性化基本計画を定め取組はじめたところです。その事業効果を検証し、新たな課題を検討する中で、条例の必要性の有無が議論されるべき考え、貴重な提言と受け止め、研究課題として参ります。

○教育委員会の活性化について

問／教育制度改革として教育委員会制度、教育委員会所掌範囲の見直し、廃止論等その問題点が指摘されているが見解を。

答／教育委員会会議は政策的な判断というより事務執行手続きに関する案件になることから「実質的な意志決定」「帰属意識」などとの指摘になるのではと思料しております。質問の趣旨を活かして、活性化に務めて参ります。

問／地域社会との連携・協力の推進として児童・生徒を守る安心安全の取組に、教育委員会自ら地域と共に積極的な行動を。

答／市教委職員によるパトロールや防災無線による呼びかけや町会の協力を得ての安心安全のパトロールなど、学校と地域の連携を

(左側より・・・)

深め、安心安全の確保に努めて参ります。

問／教育委員会は学校教育・社会教育を中心に担当し、地域の文化・スポーツなどは市長部局が担当する等の考えは。

答／生涯学習や文化・スポーツの分野については教育的側面が強いことから教育委員会が担当することが望ましいが、市長部局と相互の連携を密にして対応して行くことが大切であると考えています。

問／教職員の人事権は県にあり、現場を抱える市町村教育委員会が人材育成や研修を行ったり、問題教員の処分をしたりできない。人事権を段階的に市町村教育委員会へ委譲する検討の議論が行われているが、見解を伺います。

答／人事権を委譲することは、小中規模の市町村では人事事務組織及び研修体制の整備が必要になることから、大変難しいものと考えます。また、分限、懲戒を含む教職員の処分につきましては、所属長である校長の具申を受けた教育委員会の内申に基づいて行われるもので、市町村教育委員会も一定の権限を持つものです。研修の実施については市町村教育委員会も行うことができ、教育相談・不登校対策に関する研修会教職員の資質向上を目的とする研修会を実施しています。

平成18年・9月定例議会について

H18年9月定例議会は9月5日から26日までの22日間行われました。

主な議案について報告致します。

○議案第71号 平成17年度富士見市一般会計歳入歳出決算認定について。

*決算審査については本年より特別委員会で行う事となり、私も21・未来クラブの代表として審査に加わりました。以下の文章は私が決算賛成討論を行った原稿を抜粋したものです。

*安定してきた経済環境で市税はわずかに伸び収税対策室の設置効果も現れてきました。しかし、地方交付税等の依存財源は年々縮減され歳入は厳しさを増しています。財政力を

判定する指数はさらに硬直化を示しています。このような厳しい財政状態の中で新制度の導入や施策の優先順位を判断しながら市民要望に応えて、様々な事業を展開されたことを評価します。今後も一層の財源確保と歳出の削減に努力をお願いし認定とします。

(決算認定討論はHPをご覧ください。)

○議案第60号 富士見市自転車放置防止条例の一部を改正する条例の制定について。

*駅前周辺の公共の場所における自転車等の放置に対して、市はこれを撤去し6ヶ月間保管します。しかし、これを返還できない場合は自転車は市の帰属となり、売却できることになりました。(次ページへ・・・)

(前ページより・・・)

主な議案について報告致します。

○議案第65号 富士見市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について。

＊公会計が単年度会計を基本としている関係で長期契約については電気、ガス、水道等の例外を除いて長期契約を締結することができませんでした。本条例でこれを是正し電子計算機などの長期契約・リース契約を可能にしました。

○特別会計・国民健康保険、老人保健、介護保険、都市計画事業鶴瀬駅西口・東口土地区画整理事業。企業会計・上水道、下水道事業は決算認定となりました。

○議案第62号 富士見市国民保護協会条例など全18議案について賛成可決となりました。

私の9月議会一般質問について報告致します。

○武力攻撃事態に等に対応する国民保護計画策定はどのように取り組まれるのか。

問／武力攻撃事態等に際して対応する「国民保護法」が成立。市は法定受託事務として責任を持って国民保護計画策定を行うのだが。
ア・保護計画策定の流れと、その内容は。
イ・計画策定後の周知徹底はどのように行うのか。

答／ア・国民保護協会条例議決後、国民保護協会を開催。保護計画の諮問・答申の後に、県との協議を経て年度内に計画を策定。パブリックコメントの利用や協議会委員に議員の就任を考えています。イ・計画の内容は市民の生命財産を守る避難誘導・救援等の保護措置が優先課題で体制の確立、関係機関との連携、平時からの準備体制の充実、情報の伝達と共有可、要援護者の保護などが盛り込まれます。策定後は各種マニュアルの整備を行います。市民への周知は市広報や市HP、啓発パンフレット、出前講座など多様な機会

(左下より・・・)

を利用します。職員研修や図上訓練を実施、入間東部合同防災訓練に取り入れることも協議して参ります。

○新住民自治制度について

地域住民がまちづくりを主体的に運営できるように小学校、中学校区ぐらゐの自治組織をつくり、予算財政的な裏付けをもって住民自治をおこなう。地域内分権を実践する仕組みを提案します。

問／平成15年に続いて再質問します。身近な暮らしの場である地域において自己責任・自己決定に基づいた新住民自治制度を導入してはどうか。

答／先例の名張市(三重県)「夢づくり地域予算制度」などの紹介をいただき、地域ごとに計画立案、自立した地域経営を目指す方向性について、また、当市の自治基本条例の趣旨や協働のまちづくりの観点からも有用な方法であると感じています。

問／地域に自治協議会を設置し、従来の行政分野や課題ごとに、地域団体・組織に対して個別に行われてきた補助金、交付金、報酬。委託料、負担金を整理・統合して「統合補助金」に転換することで行財政改革に寄与する制度と考えるが。

答／現下の財政状況を考えると、新たな予算を支出することは困難だが、統合補助金など行革意味もありますので、研究したいと考えます。



< ご案内 >

星野みつひろ後援会では11月にミニ懇談会を開催します。11月5日(土)関沢集会所 11月11日(日)鶴瀬西3丁目東集会所で午後7時から開催します。ご来場お待ちしております。

= 編集後記 =

ようやく・星野みつひろニュースレター第6号を発行することができました。後援会長はじめ多くの皆さんにお叱りいただきました。反省！

ホームページもご覧ください
www.hoshino-corp.com/3hiro/